

令和４年第５回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和４年９月８日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応 招 議 員	１ 番 小 菅 康 子	２ 番 田 中 陽 介
	３ 番 石 川 恵 美	４ 番 村 田 弘 行
	５ 番 木 下 伸 一	６ 番 津 村 俊 二
	７ 番 益 川 教 智	８ 番 東 郷 克 己
	９ 番 服 部 嘉 雄	１ ０ 番 奥 山 文 市 郎
	１ １ 番 山 崎 有 子	１ ２ 番 山 本 剛
	１ ３ 番 鈴 木 市 朗	１ ４ 番 山 崎 敦 志
	１ ５ 番 橋 俊 明	１ ６ 番 岩 井 智 恵 子
	１ ７ 番 稲 垣 誠 亮	１ ８ 番 荒 川 泰 宏

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢 木 進	副 市 長	佐 野 博之
教 育 長	西 村 健	政策調整部長	赤 坂 悦男
総 務 部 長	川 端 美香	市 民 部 長	長 尾 健治
健康福祉部長	吉 田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田 中 源 吾
健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布 施 篤志	市立野洲病院事務部長	武 内 了 恵
都市建設部長	三 上 忠宏	環境経済部長	吉 川 武 克
教 育 部 長	馬 野 明	政策調整部次長	小 池 秀 明
総 務 部 次 長	井 狩 勝	広報秘書課長	江 口 智 紀
総 務 課 長	山 本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠 藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭 典
書 記	辻 義 幸	書 記	辻 川 真

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

追加議事日程

第 1 決議第 4 号

((仮称) 滋賀県立高等専門学校の野洲市への設置を求める決議(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

開議

午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第 1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 11 番、山崎有子議員、第 12 番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 2、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

暫時休憩します。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時14分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

機器の不具合により中継を中断いたしましたので、回復いたしましたので、進行いたします。

まず、通告第15号、第17番、稲垣誠亮議員。

稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） それでは、創政会、稲垣でございます。

本市が筆頭株主を務めます第三セクター、野洲市湖岸開発株式会社のあて職についてを通告といたしまして、質問させていただきます。

質問に先立ち、本件通告に至る過程を簡潔に述べます。この野洲市湖岸開発株式会社は、旧中主町が地域の振興及び保全管理政策のため、自ら資金を拠出して立ち上げ、そして、多額の借入れに対する苦しい償還金を乗り上げて、現在に至っています。

本件通告のきっかけは、昨年、旧中主町市民から行政相談を受けたことであり、その後、一定の期間、市の対応、特に企画調整課を注視させていただく中で本日に至ったものでありますので、市長、副市長、担当部長におかれましては、事実の経過に基づき、真摯に向き合っていただくようお願いいたします。

なお、質問は、前段で背景、中段で市の対応、後段で結論と3段で行います。質問の過程で、中段以降、市が自らの対応を10、0で過失なしと位置づけられるのか、あるいはある程度の問題意識を持たれているか見極め、結論としたいと思っております。

なお、同法人への影響を最小限にするため、先日の株主総会が終了したタイミングで通告とさせて、配慮させていただきましたので重ねて申し上げます。

では、1点目伺います。大阪府豊中市では経営の透明化の確保と市民への説明責任、情報提供の促進を推進していくことを目的として、市が25%以上を出資する団体や市の区域をもって設置する旨の法的根拠があり、かつ財政的に支援を行っている団体について、該当市と出資法人等が相互に協力し、評価制度を運用しています。また、同じような趣旨で、類似制度を運用している地方公共団体は、滋賀県をはじめ、多く見られます。本市では同様の運用体制はあるかお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、稲垣議員の本市が筆頭株主を務める第三セク

ター野洲市湖岸開発株式会社へのあて職についての質問の1問目にお答えします。

現在、本市において、ご提示いただいているような制度の運用はしておりません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 今後の運用の予定については検討されていますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問の答弁をいたします。

現時点では考えておりません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。今後の政策研究の課題としたいと思います。

2番目、行きます。野洲市湖岸開発株式会社が果たしている役割やその重要性を市はどのように認識しているか、市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

稲垣議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

同社が運営するマイアミ浜オートキャンプ場は、昨今のアウトドアブームを追い風にキャンプ雑誌で西日本人気キャンプ場ランキングの1位に選ばれるなど、大きな成果を上げられております。

また、ビワコマイアミランドにおいては、大型イベントやスポーツ大会の誘致とにぎわいの創出にご貢献いただいております。このことから、同社は本市の琵琶湖湖岸地域を活性化させていくに当たり重要な役割を果たしており、欠かせない存在であると認識いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 次、行きます。

野洲市湖岸開発株式会社は、旧中主町が平成3年に設立されたものであります。本市の保有株式54.9%は税金からの出資であると理解しているが、原資の金額をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 3点目のご質問にお答えいたします。

本市は、野洲市湖岸開発株式会社の発行株式1,460株のうち800株を保有しております。1株当たりの発行価格が5万円であったことから、4,000万円が本市の出資額となります。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 次、行きます。

情報公開についてですが、同社の存在意義を市民が理解するという点では非常に重要であります。株主の意向により方針が大きく変わる株式会社という形態ですが、市が出資を行い、出資金の原資が市の税金であることを踏まえると、経営状況や運営について市民が情報を得られる機会を十分に確保するべきであると考えますが、副市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 地方自治法第243条の3第2項でございますけども、この規定では地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人につきまして、毎事業年度事業の計画及び決算に関する書類を議会に提出する必要があります。

このことから本市におきましても、野洲市湖岸開発株式会社を市の財政援助団体として同様の手続を行ってございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 副市長、その情報公開についてなんですけど、先日、この通告が終わった後に、原課のほうに、報告書、議会に提出されている、それを例えば市民の方が見たいときに頂けるのかと言ったときに、市としては即答がいただけなかったんです。その点について、副市長、どのようにお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員、ゆっくり発言してください。ちょっと早いので聞き取りにくい。

佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 今、議員、ご質問、議会以外で直接、例えば市民の方が情報公開を受ける機会があるのかどうかというようなご質問かと思えます。今、同社の経営状況並びに運営状況につきまして、議員ご指摘いただきましたように、現在、直接市民の方が確認できるもの、こういうものがございませんので、今後、市のホームページ等の掲載を

含めて前向きに検討していきたいと、このように考えてございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。次に行きます。

改めて、市は野洲市湖岸開発株式会社の公共性の高さをどのように評価しているか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 野洲市湖岸開発株式会社の公共性についての評価というご質問かと思えます。同社につきましては琵琶湖畔の風光明媚なマイアミ浜・あやめ浜、こういった景観を維持すると共に、オートキャンプ場では地域資源を活かした観光振興、さらには大型イベント、スポーツイベントの誘致による地域活性化、こういったことに貢献をいただいているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） では、次、行きます。

野洲市湖岸開発株式会社は、平成25年度頃から経営状況が著しく改善していると見られます。経営が現在のように堅調化、安定化したのは設立当初に借り受けたNTT-A型資金を歴代の経営陣が償還に向け尽力され、平成24年をもって終了したことが第一要因であると考えます。

経営戦略の変更は否定するものではありませんが、二次的要因だと思慮します。分析評価についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 稲垣議員の6点目のご質問にお答えいたします。

会社設立当初から施設整備費用として用意したNTT-A型資金を長年の堅調な経営により、平成25年3月をもって完済されました。

経営状況の改善はご指摘のとおり、この完済を契機としたもので、これまでの経営陣の償還に向けたご尽力の賜物と存じます。また、アウトドアブームの時流を捉えたキャンプ事業を展開し、そして何より、現場スタッフの経営、営業努力の積み重ねの結果、顧客から高い評価を得て、今日の大きな実績につながったと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

市長、やはり、私はその中主の歴代の先輩諸氏方に対して大変な敬意を払わなければ、

本市としていけないかと思うのですが、認識はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 中主町時代から、キャンプブームというのは昨今の話でございますが、献身的な努力をされてこられた賜物というふうに敬意を表したいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。次、行きます。

設立目的や資本構成、担っている公共性を鑑みると、野洲市湖岸開発株式会社と市は湖岸地域の振興や保全政策、観光政策等にとどまらず、設立母体としての取締役の派遣や経営等について、常に密接に協議を重ねて連携していく必要があると考えますが、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 野洲市湖岸開発株式会社と取締役派遣、経営等で、市が連携する必要性というご質問かと思います。

議員ご指摘のとおり、琵琶湖岸の活性化をはじめとする市の地域振興、こういったものにつなげるためには、会社であるとか市、それぞれが互いに協力・連携して取り組むことが必要であり、また重要であると、このように考えてございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

先日、野洲市湖岸開発株式会社の株主総会が無事に終了したと聞いておりますが、開催日についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 8点目のご質問にお答えします。

同社の定時株主総会は、本年の6月29日に開催されました。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 出席者はちなみにどちらが出席されていたんですか。名前だけで結構です。分かるようでしたら。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの再質問にお答えします。

佐野副市長でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 次、行きます。

栢木市長が就任されてから、先ほどの株主総会の終了までの約2年間の間ですが、市長あるいは市の担当部局は政策的な協議や政策調整の目的で野洲市湖岸開発株式会社の代表取締役と通算で何回面談を実行されたか、端的にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 9点目のご質問にお答えします。

9点目、答弁通告要求者ございますけれども、まとめて私のほうからご回答をさせていただきます。

栢木市長が就任されてから今年の株主総会まで市長または担当課が、政策的な協議のため、個別に同社の代表取締役と面談したことはございませんが、取締役交代に係る内容については、専務取締役を通じまして、必要に応じて確認を行い、担当課が代表取締役とは一度協議をしております。

しかし、現場のスタッフと市担当者とはコロナ期間中の営業方針や人員の確保等の運営に係ることについて、必要に応じて協議のほうは行ってまいりました。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 第三セクターということを考えると、代表取締役と協議を一度もしていないというのはちょっと異例な感じがするんですが、これは歴代の湖岸開発の過去においても同様の、同じようなケースだったんでしょうか。もし把握されてたら結構です。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの再質ですが、1つ前の答弁で私言いましたように、運営等については現地スタッフ、それから市の担当者は日頃から協議をしております。

加えまして、代表取締役と、あえてその協議というのは現地スタッフ、専務もおられますし、専務及びその他のスタッフと市の担当者については、普段からそのやり取りをやっているというところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） ただ、一度もなくても大丈夫なんですかね、そのあたり。今後のことについてもそうなんです。今後は今、佐野副市長が社長なので密接なコミュニケーションを取れると思うんですけど、一度もないというのは、特に市としての対応としては問題なかったということですかね。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 稲垣議員の質問、再々質問にお答えします。

先ほどお答えしましたように、実際、大きな政策の判断によるものが必要であった場合は、代表取締役との協議が必要であったかも知れませんが、今日に至るまでのその間、実質的運営、それから、コロナに対してどのように取り扱うかとか、そのような部分の運営上の部分でございますので、現場スタッフ、先ほど言いました専務をはじめ、複数の現場スタッフと市の担当者と話をし、協議し、その対応をしてきたということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） １回目の再質問で漏れてはいるんですけど、旧中主町時代のことをご存知かどうか分からないんですけど、その当時も含めてそのような体制だったんですかね。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問ですが、私ごとですが、私、野洲町出身職員でございまして、旧中主町時代のそのことについては知り得ておりませんのでお答えできません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） 市長もご存知ないですか、旧中主町時代のことは。今の質問なんですけど。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私、一度も社長にもなっておりませんし、もちろん、旧中主町時代のことも詳しくは存じておりませんので、申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） では、逆に当法人の代表取締役側から市長や市の担当部門に対して、面談や協議の申出、あるいは経営状況を報告したいという申出は、逆にこの約２年間はあったのかなかったのか、端的にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君）　ございませんでした。

お答えとします。

○議長（荒川泰宏君）　稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君）　ないというのは、別に特に問題ないというふうにお考えですか。

○議長（荒川泰宏君）　赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君）　ただいまのご質問にお答えします。

先ほどこから幾度となく、繰り返しになりますけれども、あえて代表取締役が市の担当あるいは市の市長とそのことを話すというよりも、専務を筆頭とする現場スタッフと市の担当者が密に連携をしながら、その辺のところを協議して運用していくということで問題ないと考えております。

○議長（荒川泰宏君）　稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君）　栢木市長が就任されてから、令和４年６月までの間、野洲市湖岸開発株式会社の代表取締役は誰だったのか、また、この間、役員として市からは誰が就任していたのかお伺いします。

○議長（荒川泰宏君）　赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君）　１０問目のお答えをさせていただきます。

ご質問の期間、同社の代表取締役は前山仲市長でございました。また、この間、市からは誰も役員に就任はしておりません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君）　稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君）　次、行きます。

地方公共団体の長のあて職について、その性格からいって、本来、首長の交代と同時に辞任され、交代されるものであると考えますが、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君）　川端総務部長。

○総務部長（川端美香君）　１１点目のご質問にお答えをいたします。

地方公共団体の長のあて職につきましては、一般論としては、首長の交代があったとき、あて職で就任している職については基本的には同時に、また、その期間、団体等で交代等の手続が必要な場合は、その手続等を経て、遅滞なく交代されるものという認識をいたしております。

以上、答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） 私の認識と共通でした。次、行きます。

首長交代後のあて職を合理的な理由を除き、辞任を拒否し、その職に留まり続けることについて、どの程度、事例として聞かれたことがあるか、県庁時代の副市長にお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） １２点目のご質問にお答えをします。

私としましては、そのような事例は聞いたことがございません。ただ、ご質問で同社の代表取締役をあて職という形で議員おっしゃっておりますけども、あくまで代表取締役は取締役会におきまして、取締役の決議において選任されるものでございますので、あて職とはやや異なるものかと思えます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） 私も役員会において、本来、互選で選任されるものというの理解しておりますので、ちょっと慣習上というか、そういう意味で聞かせていただきました。

この野洲市湖岸開発株式会社の、前市長が山仲氏ということなんですが、代表取締役が市長退任後から約２年に及んで前市長であったと把握しましたが、この長期間の留任に際しては市から要請されたものなんですかね。これ、市長に聞いたらいいいですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問ですけど、１４問目のご質問としてですか。それとも全く別としてでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。分かりました。次、１３番目、行きたいと思います。

前市長が令和２年１０月退任後も引き続き留任されたあて職は、他にもうないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） １３点目のご質問にお答えをいたします。

すべてのあて職を把握している状況ではございませんが、あて職の持つ意味からすると、前市長が留任したあて職は他にないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） では、14番目、行きます。

前市長が令和2年10月退任後から令和4年3月までの間、担当所管の政策調整部企画調整課はどのような留任回避に向けて、どのような行動をされたのか、時系列で具体的かつ詳細にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 14点目のご質問にお答えします。

令和2年10月の市長交代以降、同社の代表取締役の辞任による交代と想定しておりましたが、会社側から取締役の任期満了となる令和4年6月前の留任の意向を受け、また、他の取締役もこれを同意されているとのことでございました。

必ずしも野洲市長はあて職として同社の代表取締役にならないことから、本市は任期満了まで交代を求めないこととしました。

このことから、ご質問の期間において本市が留任回避に向けて具体的な行動を起こしたことはございません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 分かりました。

まず、前市長が当時の新市長である栢木市長に交代されなかった、その経緯は理解しましたが、その理由についてはどのように把握されていますかね。お伺いいたします。

市のほうから要請されたわけでもないということなんですよ。そこを市長にお伺いしてもいいですか。当時のこと。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） あまり深く記憶はしてないんですけども、湖岸開発の代表取締役を前市長がされておられると。そのとき、私になってすぐですけどもお聞きしたのは、取締役会の中で留任していただくということで、皆さん満場一致で決まった、満場一致というのはちょっとはっきり覚えてないですけども、そういう過程で決定したということをお聞きいたしましたので、ああ、そうですかという形で聞き入れました。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 私が聞いているところによると、前政策調整部の企画が前市長

のほうに伺って、辞職のお願いにお伺いしているという話も聞いているんですけど、市の意向もある程度あったのではないんですかね、当時。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 特に市の意向というよりも、必ずどうのこうのという話ではなく、私も市長になってすぐのことでございましたので、湖岸開発の社長が云々とかいうことよりも、他にいろいろ重要課題が多かったものですから、そちらのほうに専念しておりました。

担当課としたら、そういうことは申し上げているかも知れませんが、私がお聞きしている中では、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 最後のほうで、またちょっとそこを再質すると思うんでお願いします。

私、問題はこの会社法上の、市長、適法性の有無ではなくて、公的で重要な第三セクターという体制として、一般論として、退任後も続けることが正常であるのか、あるいは少しちょっと想定外のことであったのか、そこを端的に市長、お伺いできますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） どうなんでしょう。先ほども総務部長が申し上げましたけども、それと同じ意見でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 再質問したいと思うんですが、これ、筆頭株主が誰であるかという認識が不十分なのかなと、私はそれを思うんですが、どのように認識されていますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますが、筆頭株主がとおっしゃいますけれども、株はそのまま半数以上所有していることには変わりはありませんので、今言われたようなことはないというように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 部長、問題は市が誰なのかということなんです。私財で出資している個人なら、その部長の答弁でもいいんですけど、市は市民の負託を受けて株主になっているというふうに私は思うんですが、これ、認識のずれはありますか、共通ですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、出資の大元につきましては税金でございますので、認識は同じでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） これ、直接的にないにせよ、間接的に、今の部長の答弁を聞きまして、株主としての一定の実態といいますか、成立する市民がこの状態を全く正常であると容認するとは当職は思えないんですが、部長は容認すると思われませんか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど来、話が出たと思いますが、手続上、取締役会のほうで留任について了承されているという部分がございますので、法的に特に問題はないというように考えます。

その上からしますと、今のご質問については問題はないというふうに考えております。

しかしながら、先ほど、総務部長、それから市長がおっしゃいましたように、一般的にはそのような形態にならない部分がございますので、その分につきましてはイレギュラーといいますか、特異な事例であるというふうに認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 分かりました。

当職、これまでの答弁を受けまして、役人感覚というか、市民の視点で行政執行を行っていらっしゃるという意識が、僕はちょっと個人の私見ですけど、全く理解できなくて、市民の視点というのをちょっとお忘れになっているところというのではないですかね。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの市民の視点ということでございますけれども、何も放置、あるいはほったらかしにしている状況ではなく、筆頭株主といたしまして、普段から運営等については当然担当が現地スタッフと話をしながら、その辺の情報も入手し、運営そのものの自体に注視しているということでございますので、その分につきましては市民の視点というのを、どう言ったらいいんですか、持っていた状況で取り組んでいるというように解釈しております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 私は政務調査を行う中で、その市の意向に反して留任されたと

いうふうに伺っているんですが、内部でそのような事実はないでしょうか。あるののかないのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 市の意向といたしますと、先ほどから繰り返しになりますけれども、通常、市長が交代された分についてはそのまま交代されるべき、そのように想定しておりました。

しかしながら、法的な手続を経て、今年の株主総会までのその状況については、合法的に運用をされていたと、そのように解釈しております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 当職でしたら、4,000万もの公金の出資者である市民はこれを正常だと思うと本当に考えていらっしゃるのか、違法ではない、適法であるから容認したというふうにも聞こえるんですが、前市長の立場から言えば容認されたこととなりますが、これ、普通の会社ではなくて明らかに公的な企業で、第三セクターということを見ると、当時、やはりその一定の市の対応として不作為があったと私は思うんですが、そこは10、0で認められませんか。ある程度は認められますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、その辺の市の考え方につきましては、先ほどから申し上げます合法的な手続をされ、そこから株式会社を運用されているということが分かっておりますので、その部分については、あえて申し上げますと、市長がその部分をどのように考えて、それを今日まで来たかという部分にかかると思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） それを受けまして、やはり、その市の意向に反してという留任をしたという原課としての事実経過があるわけですよ。それを踏まえて、市長にもいろいろなお考えがある中でだったと思うんですが、今、その市長の考えということだったので、市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市長に就任してからの年数よりも明らかに民間経営者としての年数が長いものですから、やはり、株式会社の事業として私は捉えまして、この湖岸開発が

している事業というのはやはり夢を売る、癒やしを売る、思い出を売る、お客様に、そういう事業をしているわけですから、第三セクターの云々とか、社長交代がどうのこうのとかいうことを荒げて、こんなことを言うのはなんですけど、世間も面白おかしくされると非常に夢が壊されると、そういうことにはしたくないというのがまず、それをしたがために逆に市民の皆さんにご迷惑をおかけすることになるのではないかなという思いは、当時、思いました。

だから、さほど荒げてするようなものではないというふうに当時も思っておりましてし、今でもそのように思っております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 市長、やはり、今、イメージダウンもありますし、ちょっとやむを得なかったというようところが市長にもあったんですかね。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） やむを得ないとか、やむを得ないとかいう問題よりも、やはり、事業のことをまず第一に考えて、そこでは働いていただいている従業員さんもおられるわけですから、やっぱりそういうことをまず第一に考えるのが経営者ではないかなというふうに私は思います。

だから、仕方なくするという気持ちになると、やはり、その事業自体にも仕方がないというふうに、どう言うんですかね、以心伝心じゃないですけど、それになってしまうんですよね。

事業というのは、会社というのは、やっぱりトップが、またみんながそういう気持ちを持って、思いを持って事業に当たらないと、本当にお客様にその真心が通じないというふうに私は普段から思っておりますので、そのときには私は余計なことを考えないという姿勢でずっとやっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 市長、お客様第一ということは理解しました。

副市長の場合は、先ほどその慣習の話もありましたが、恐らく副市長は、市長のその、ちょっと縁起でもない話ですけど、交代とかがあった場合は恐らく慣習に従って行動されるのかなと、今現在の社長ですけども、交代に関しては一般的なその慣習上で行動されるのかなと思うんですけど、当職から見れば、約2年間の間、公的な企業が市の公職者ではない私人に実質的に、過去の記録を見ますと、市の意向に反して、反していますので、私、

私見ですけど、専横を許したという評価にしか僕はならないんです。

現職当時に得られた大きな権限を譲渡せず保持し続けようとしたと、私は思っているんです。そのことについては副市長はどう思われますか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 留任をされた当時のことは私は思いは至らないわけではございますけれども、先ほど市長がおっしゃったように、利用者の方、市民の方のことを思うと、やはり、会社としての企業イメージを含めて、そちらを重視して市長が判断されたというのは、一定、理があるのかなと、そのように考えてございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 分かりました。次、行きます。

市長、今回、2年前、市長交代時に留任を許容せざるを得なかったということですが、今回副市長から就任されたことをこれまでと比較してどのように評価されているのか。

副市長が就任されていますので、この2年間は、やはり私、社会通念上、適法ではありますが、想定外、先ほどの答弁でもありましたが、想定外であり、基本的には看過していけない。会社法上は、市長も普段おっしゃっていますけど適法ではあります。

一般論としては容認しがたいことは理解いただけるとは思うんですよ。私のこれは想像ではありますが、副市長が、例えば、任命権者が退職とかになった場合は、任命権者が退職される際には新役員体制の議案を自ら出されると思うんですよ。2年前、市長交代時に企画調整課が何度も辞任を依頼しに前市長のところにお伺いしたが、承諾が得られなかったという事実もございます。

役員が争議状態にあることは、先ほど、夢を売る会社、お客様がいるということで、法人のイメージダウンを低下させることになりかねないと思いますので、やむなく、当時、株主動議を起こさず経過したのが実態だと思うんですが、このあたりは共通認識でいいですか、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げたとおり、これは1つの経営理念でもありますので、それに尽きると思います。

今回、副市長に社長任命、任命というか、取締役として任命したのも、やはり私の経営の哲学というたらおかしいんですけど、理念というか、そういう形で全てしておりますので、何ら深い意味はございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） その市長の経営理念についても、私も支持してまいりたいと思います。

次、15番行きます。

話題が少しそれるんですが、本件通告最終まで補完に必要なために触れますが、西村教育長、人格も高潔で野洲市の教育行政の要であると、私、認識しております。

就任された経緯である提案者は確か前市長であったと思っておりますが、栢木市長が令和2年10月に就任された際、結果として継続されることになって、当職は安堵した思いがあります。当時のことについて記憶の範囲でお伺いできればと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 15点目の教育長の就任継続についてお答えをいたします。

もう2年ほど前のことですので、日時は覚えておりませんが、栢木市長が当選されて就任されるまでの2週間ほどあったと思うんですけども、その間に、私は直接お話をしにお伺いしました。

そして、まずは私の教育長退任のことをお伝えしたんです。すると、市長は私は教育長の交代は考えていませんので、そのまま続けてくださいというふうにおっしゃいました。その後、栢木市長とそういうやり取りの後、野洲市の教育行政についていろいろお話ししたのを覚えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 市長、このような対応について、改めてどう思われますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、教育長が申されたとおり、私のところへおいでいただいて、「私は辞任させていただきます。」というような言い方で来られたと、確か記憶しているんですけども、教育長のことをその前にどういうお方かということでお聞きして、ぜひともこの教育行政に必要な方というふうに、その当時よりも認識しておりましたので、いや、もうぜひ引き続きしていただきたいというふうに改めてこちらからお願いしたということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 私もちよっと聞き及ぶところではありますけど、他市の教育長

のお話とかもいろいろあったというふうにもお伺いする中で、野洲市の教育行政にこうやって携わって今後いただけることは、大変、本市の教育行政の発展に欠かせないことだと思うんですが、市長の評価はどうですか。同じですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 実は他市からも次の任期で教育長が替わられることがあるんやったら、ぜひうちの町に教育長としてお招きしたいというふうに、教育長言われているんです。離しませんというふうに言うたと思うんですけど、そういう状況でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 市長、よかったですね。では、次の質問に移ります。

市と野洲市湖岸開発株式会社との関係性は、この約2年間、極めて希薄であったように感じます。同社の経営方針や地域政策について、市はこの第三セクターの代表取締役と十分な連携が取れていたと評価しますか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 16点目のご質問にお答えします。

先の9点目の質問でもお答えしておりますけれども、現場のスタッフとは運営方針や課題等について協議を普段から行っております。また、市の観光施策にもご協力いただいていることから、同社と、そして代表取締役とは連携は図られていたと評価しております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 部長、そう言いますが、他の市の外郭団体の代表と定期的な面談されるというのは一般的なことだと、私はされていると思うんですよ、実態としてね。

改めて、市民の意向が、やはりその第三セクターの経営や地域の保全管理政策に直接その代表に伝えて、伝えられなかった事実は、やはり私看過されるべきではないと思うんですが、そこは完全に否定されますか。もう現場サイドで十分だというお考えですか。でも、やはりそれはあったほうがいいと思われませんか、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問ですけれども、先ほど繰り返しておりますけれども、現場のスタッフ、専務をはじめ、他の現場のスタッフと市の担当者については連携のほうをしております。

代表取締役ということを先ほどからおっしゃいますけれども、実際、大きなその判断は

代表取締役、個々の現場の運営とかそういう部分を知った上で代表取締役が政策判断をされると思います。

そのもとなる部分については現場のスタッフから、同社の代表取締役に報告等が行くという、そういうような仕組みには一般的になっておりますので、その現場スタッフとやることによって、こちらの意については十分伝わっていると、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） その判断は市民の感覚に最終的には委ねたいと思います。

次、行きます。

今回の株主総会で野洲市湖岸開発株式会社の代表取締役が現佐野副市長に交代されたことは、市にとって大変重要なことであると考えますが、議会側や市民にリリースされなかった理由についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 17問目の質問にお答えします。

本市が同社の株式の2分の1以上を出資しており、また、議員おっしゃるように佐野副市長が同社の代表取締役に就任されましたが、一株式会社の役員人事に係る内容のため、リリースについては行いませんでした。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 株主総会が終了したのが6月29で、市の筆頭株主、ひいては間接的に市民が株主であるということを考えると、部長の答弁は万人に理解されにくいかなと僕は思うんですが、そこは自信を持って問題ないというふうに言い切れますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） そのように考えております。

しかしながら、市民へのということになってきますと、公表という考え方につきまして、同社、その株式会社がマスコミ等にそのことを発表されることが筋であると、そのように考えております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 市民の方も私話す中で、知らない方がほとんどだったので、やはり重要なことであると私は思っております。

次、行きます。

今回の株主総会に向けて、本市の顧問弁護士に相談あるいは協議した事実があるのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 18番目の問いにお答えします。

株主総会前に筆頭株主として取締役佐野副市長を推挙する方法について、顧問弁護士に相談しております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 本市には2名の顧問弁護士がいますが、益川弁護士と遠藤弁護士がいますが、具体的にもう少し時系列でお伺いできませんか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますが、相談を行っているのは遠藤弁護士でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） じゃ、1名に1回しか行われなかったということで理解してよろしいですか。正確に私、事前の答弁協議でこのあたりの今後18以降については、事実経過を確実に落とし込んでいっていただきたいと申し上げましたので、漏れのないようにお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ご相談をさせていただくのは遠藤弁護士で間違いございません。

しかしながら、部ごとに担当弁護士が決まっておりますので、当初、益川弁護士のほうにお伺いのほうを立てたんですが、諸事情により益川弁護士は受けられないということでございましたので、遠藤弁護士を紹介いただき、顧問弁護士でもございますので、遠藤弁護士のほうに相談をかけたと、そういうことでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 事実と違うじゃないです。相談に行かれているじゃないですか。正確に述べてくださいよ。何かありますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 相談につきましては遠藤弁護士ということでそれは誤りはございません。それから、益川弁護士についてもそのようなお申出をしたんですが、相談でいろいろなアドバイス、そういうものはもらっていません。いわゆる相談をかけて、それに対するアドバイスをいただいた、そういうやり取りがございませんので、実質的相談ということで遠藤弁護士と相談したと、そのようにお答えさせていただきました。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 整理しますと、最初に、今の話を僕なりに解釈すると、益川弁護士に相談に行ったが、諸事情により遠藤弁護士のほうに相談に行かれたということなんですが、先ほど、益川弁護士ではちょっと受けられないというような発言がありましたが、それはこういった理由からでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 諸事情ということで、私、お答えさせていただいたんですが、別の裁判上との関係がございますので、今回については受けられない、そのようにおっしゃったと記憶しております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 別の裁判上のことというのは、本市に関係することですか。直接、前市長の業務執行上のことでのことということで、私、ちょっとかなというふうにも今思ったんですが、個人的なことなのか、そのあたり、端的にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど、私お答えした部分まで報告を受けた上で回答しておりますけれども、今の質問については今しばらく時間をいただきまして、確認のほうをさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 後ろに聞いていただいたら分かると思うので、ちょっと聞いてもらえませんか。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいま確認をいたしました。

益川弁護士の方では、前山仲市長と訴訟の関係がございますので、今回の分についてはお受けすることはできません、よって、遠藤弁護士の方にご相談をよろしく願いますと、そのような内容でございます。

訴訟の部分につきましては、いわゆる市に関わる訴訟ということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 公的なことということで分かりました。

先ほど、相談内容というのは、佐野副市長の上程に関してという、佐野副市長の取締役への就任ということで理解しましたが、前段、最初に質問では、あくまでも第三者の法人であると。でも、佐野副市長の提案というのはいわゆる株主提案なので、積極的な市の意向、恣意的、恣意的といいますか、市の積極的な意思のあらわれだと思うんですが、矛盾しませんか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの質問でございますが、矛盾されませんかの前段、何と何かもう一度言っていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 質問の最初のくだりで、あくまでも第三セクター、会社法上の市とは直接関係のない法人であるというふうに言われておきながら、佐野副市長の上程に関しての、上程ということはそれは取締役会で諮られるということではなくて、市の株主提案なので、株主、道義的なことも含めてのことだと推察するんですが、全く前段の質問と相反することと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問にお答えします。

会社のほうに、先ほど質問をそのまま引用しますと、いろんなことを任していると、今回、佐野副市長の代表取締役に関しての相談ということで、その部分が前段と現在は違うと、そういうようなことでよろしいでしょうか。

当初は、いわゆる会社法に基づくいろんな手続をされて、その結果、このような形ですという報告を結果的には受けております。

今回につきましては、任期満了後、新たに取締役の任期がスタートし、その取締役の中

から代表取締役が決定されるその1つの機会でございます。それを基に、引き続き、そのまま留任ということではこちらのほうとしては疑義を感じますので、あらかじめ弁護士と相談し、法的に市の意向が通るようなことをどのようにすればいいのかということと相談を受けながら進めたということでございます。

よって、特段、矛盾はないというふうに考えます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） つまり、私なりに今のことを解釈すると、野洲市は株主総会で会社側の提案、つまり前市長を代表取締役として再任することはできない。そのため、筆頭株主である野洲市、株主提案による市の意向による代表取締役の選任に向けて伺わなければいけないと、そういう理解でいいですか。

私はそのように政務調査も行いましたが、そのように理解しているんですが、おおむねそうだと思うんですが、部長、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますが、流れとしてはそのとおりと思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） この最初のきっかけというのは、昨年度の市民からの相談ということなんですが、これ、相談ということを申し上げましたが、令和4年度の4月に入りまして、株主総会が当然迫ってまいります。

私が政務調査の結果、把握していることは当該法人、前市長が2年前に任期満了まで代表取締役を続けることを野洲市の同意を得ることなく進めたと。そして、任期満了を迎える今年の株主総会では、当然、市のほうは現栢木市長、あるいは佐野副市長に交代することを想定されていたと思うんですが、当該法人が前市長が継続されることを表明されたために、本市としては危機感を持ったと推察するんですが、おおむね間違いはないですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問にお答えします。

大筋についてはそのような流れなんですが、代表取締役が自分でそこを慰留するというのがスタートであるということは聞き及んでおりません。

いわゆる事務方のほうから協議の中で、会社としてそのような考え方であるというようなことを聞いたのが、当初のきっかけでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） もう2年前のことですけど、先ほどの私の質問の中で、当時の企画担当課が交代を求めてお伺いしたというふうに、前市長にお伺いしたというふうに聞いてはいるんですが、それはなかったということですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの質問でございますが、先の質問で代表取締役直接云々という質問がございました。そのときに政策的なことであったということはございませんけれども、今回の株主総会のその前に一度だけ会いました。その質問を、答えを精査するときに前任者等に確認をしております。

そのときの答えでは代表取締役と直接お話をしたということではなく、全て専務取締役以下、現場スタッフとの話し合いであったという確認を取っております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 分かりました。それは前任者に確認していただいたんですね。分かりました。会われたのは今回の株主総会の直前に1回お会いなされたということで、改めて確認を求めますが、よろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問ですが、そのとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 最後の質問に移ります。

本年4月以降、株主総会に向けて担当所管の政策調整部企画調整課はどのようなプロセスを経られたのか、時系列で具体的かつ詳細にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 19番目のご質問にお答えします。

当初、令和4年6月の取締役任期をもって代表取締役の交代とされていましたが、前市長のこれまでの同社の運営や湖岸振興に関する実績等の理由から、今年4月に同社から代表取締役留任の意向を聞き及びました。

これにつきましては、市としては任期満了後も同社の代表取締役として留任することに疑義があったことから、佐野副市長を代表取締役に推挙する方法について、先ほどご答弁

申し上げましたが、５月に弁護士相談を行ってまいりました。

代表取締役は取締役会において選任されることから、弁護士のアドバイスを受け、市として提案したい代表取締役と専務取締役を次期取締役に推挙する取締役選任に係る提案書を作成し、６月上旬から中旬にかけまして、会社、取締役及び主な株主に対して筆頭株主としての意向を伝えてまいりました。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） やはり、疑義があったというふうに発言ありました。なおかつ、弁護士に相談するというのは、私は大変高度な問題だと思っているんですが、つまり、そのようなことをしなければいけなかったということは連携が取れていなかったということですね。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの再質問でございますけれども、疑義があったといいますのは、もともと２年前、市長選が終わった後に、取締役会の中で任期満了までは続けると、そのような話でございました。その任期満了が到達しましたので、その段階で替わられるということをこちらとしては思っておりました。

それに対しまして、４月に、先ほど答弁申し上げました様々な功績等から事務方、専務のほうから、そのような話を聞き及びましたので、それに対して任期満了という約束でしたので、その約束をこちらとしては遂行するためにどのような手続をすればいいかと。

先ほど、高度なおっしゃいましたけど、会社法に基づきます株主総会で、例えば、株主がいろんな提案をする、それ以前に取締役会がございますよね。そのような手続上の部分というのは、非常に弁護士に相談するに値する高度な内容であるというように思っておりますし、相談のほうはさせていただいております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○１７番（稲垣誠亮君） ただ、部長、そうおっしゃいますけど、普通に今回の退任をもってスムーズに事が流れていたら、弁護士には相談されなかったかと思えますよ。そこは間違いないんじゃないですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 今の趣旨がちょっと私理解できないんですが、会社のほ

うから留任意向という話を受けたので相談をしたと。そのような話がなく、2年前の取締役会で決まった任期満了において替わられるということでありましたら、相談することなくそのまま事務手続がされたと、そのように思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 分かりました。これ、恐らく、株主総会の直前、先ほど、事務方と話す中で、野洲市湖岸開発株式会社と市が提案する次期取締役の選任の方針が異なっていたと、そういうことだと思うんですが、分かりました。

では、再質問させていただきます。

今回、野洲市以外の他の株主に同意をいただくように動かれましたか。結果、その中で、前市長には退任いただくことを理解いただいたのではないかというふうにお伺いするんですが、その点どうでしょうか。それは他の株主に対してです。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問ですが、何番目というのは不明確で申し訳ございませんが、私の答弁の中で、市の意向を取締役、それから主な株主に対して説明をしたということは答弁させていただいたと思います。

繰り返しになりますけれども、会社のほう、それから取締役、それから、主な、主なというよりほぼ、株主の全てについて、今の現状、それから市の考え方、市の考え方の中の取締役の選任及び代表取締役の考え方、以上のことの説明をして回っております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） そのようなことを市が行わなければいけないというのは、改めて私、異常な状態なのかなというふうに認識はしているんですが、その点、部長はどう思われますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 2年前のときのそのことについても答弁の中で申し上げましたけれども、特異あるいはイレギュラーなことが2年前起こっており、今回につきましても、そのまま留任という、会社側の意向については、イレギュラーというよりも、2年前の約束を守っていないというように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 令和、今年の4年度も前市長が引き続き留任された意思を、先ほど会社のほうから事務方を通じて聞かれたと伺っていますが、その理由については何である、先ほど業績とかというふうに、そういうような話もありましたが、それ以外のことでお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 通告にそれほど細かく出てないので、答えられる範囲で結構です。
赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問にお答えします。

先ほど答弁で申し上げました、今までの功績等、その部分の理由と、当初、その話が聞き及んだのが4月の段階でございます。市長のパワハラの関係がございまして、そのような中で、そのときの想定、同社が想定していたのは市長であったと思いますけれども、市長がその代表取締役役に就くに関していかななものかというような考えもあった中で、そのような同社の意向があったというように聞き及んでおります。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） つまり、前市長から市職員へのパワハラを理由として留任するということと解釈しましたが、一般論的に私、会社法的にも合理性がなく、退職しない、辞任しない理由としては市民感覚からしても理解に苦しむんですが、市長に聞くわけにはいきませんので、副市長、その辺、理解できますか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 今回の交代留任につきましては、そういうようなご意向があったということですので、それについて私がコメントする立場にはございません。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） ちょっと副市長のほうはそういう回答でしたが、部長は理解できますか。私全く合理性がないというふうに考えているんですが、改めて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、私も本人が考えているそのことについてのコメントについては差し控えたいと思います。

それと、先ほどから留任に関して稲垣議員がおっしゃっている中で、山仲前市長がというよりも、私どもが聞いておりますのが、会社の意向としてということで、私、答弁の中

で何回か言ったんですけども、そこの分についてはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） ただそうは言いましても、本年度、前市長に会われて辞任を拒否されている、なおかつ、そのパワハラを理由に留任すると。結果的に、ご本人の意向というふうに、ご本人の意向でしか解釈のしようがないと思いますので、会社を通じてということであれば会社の見解ということになるのかもしれませんが、ご本人にも一応会われていますので、私、お伺いしました。

この問題、本市の職員の大半が約2年前の市長交代のときから事実経過を知らないと思うんですが、本市職員は多数、この事実、いろんな、今までの事実経過について把握、認識していると思いますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 稲垣議員、私、答弁要求されてないんですけども、今回の件につきまして、質問につきまして、出口のなかなか見えづらい、どう言うんですか、一般質問でありますし、多く、たくさんのご質問をいただいておりますが、ちょっとこういうことになるかなというのもちっと想定しまして、私の思いをお聞きいただいてご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。

ちょっとしばらくお聞きいただけたら、そんなに長くはないです。

湖岸開発株式会社は野洲市が筆頭株主となっておりまして、これまでから中主町時代には町長が、合併後は野洲市長が代表取締役を担ってまいりました。他の取締役に関しましても、地元自治会の会長や漁業協同組合の組合長、金融機関の支店長などに就任をお願いしておりますが、それぞれ職を交代されますと、取締役も適時交代をされております。

ですので、当時の代表取締役もいくら周囲から慰留はされたとはいえ、市長を退任されてから一市民となるわけですので、取締役を辞任されるものと考えられます。このことは決して甘く考えていたわけではございません。世間の常識であると考えております。

ただ現実といたしましては、市長退任後に開催された取締役会で周囲から慰留をされたという理由により、本年6月の任期終了まで続けることと決定されました。このことについては、何ら法的には問題はございません。

もちろん野洲市が筆頭株主として疑義を申し立て、臨時株主総会を招集し、代表取締役の解任を申し出ることも手続としてできましたが、湖岸開発株式会社が経営するビワコマイアミランドとマイアミ浜オートキャンプ場は、訪れていただく多くのお客様にアウトド

アライブを満喫していただき、先ほども申し上げましたけども、癒やしとか思い出づくりとか、そういうものを提供している会社でございます。

前社長を解任するなど、マスコミなどに面白おかしく取り上げられることで、せっかくこれまでのスタッフの努力によって西日本有数とまで言われるまでに登りつめたこのキャンプ場のイメージダウンを避けるために苦渋の決断をしたものでございます。

このため、担当課には主として会社の経営方針や状況をしっかり把握してサポートするよう指示をしているところでございます。

今回の株主総会では、前代表取締役にはご退任をいただき、新たに佐野副市長に就任いただくこととなり、民間経験もあるその手腕を大いに期待するものでございます。

西日本で1位のオートキャンプ場、そして野洲市の湖岸振興を担っていただく湖岸開発株式会社が新しい形で船出することとなります。

議員の皆様、また稲垣議員はもちろんでございますが、ここにおられる議員の皆様からもご支援、ご指導をよろしくお願いを申し上げまして、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 私も同じ思いであります。

本質的にはその業績が、この2年間の業績がよかったことはいいことなんですけど、今回の質問の趣旨とは全く、割と民主主義的なそういう側面から聞いていますので、それを改めて認識していただきたいのと、先ほど最初、総務部長のほうから一般論的なあて職のことについても答弁ありましたが、一般論的にはこのようなことって起こらないと思うんですよ。

僕、今の質問を見ていると、原課の対応に大変不備があったかのように取られていたら誤解なんですけど、市の原課は大変尽力されて必死の思いでこの2年間動かれていた、そのことは私十分把握しているんです。理解もしています。政務調査の結果もそのようにかがえています。

ですので、この問題の本質というのは、基本的には受け手側の、どう言ったらいいんでしょうか、もう考え方というか、価値観、公職にも12年間就かれていましたし、そのお考え次第なので、もうどうしても法的に不文律といいますか、何かでそのルール化、規約化できるものではないと思うので、そのようなところで市長の先ほどの答弁を受けまして、私もそのように思っているんですが、その点の共通でいいですかね。

それでちょっと答弁を終わりたいと思うんですけど、改めて市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど来、申し上げているとおりでございます。私の経営理念というものがございます。それに従って、職員は公務員ですのでなかなか最初なじめないところもあったかと思いますが、ようようにして理解をしてくれて、苦労はしてもらったと思うんですけども、この湖岸開発の役員改選に関しましても、私の指示に従って動いていただいたと、本当に皆さん頑張っていたというふうに思いますので、その辺も議員にはご理解いただいて、いろんな不思議なことが世の中にはあります。でも、世の中で起こったことは世の中で収まります。

だから、その中身を一つひとつ、つついて暴くとかそういうものではなくて、いろんな状況がそのときそのときに起こると思うんですね。今の話でも、結局、それは不備やったんと違うかとか、そういうことだけをつつくのではなくして、今までの湖岸開発で働いてこられた職員さんもおられます。皆さんの努力によって、今日、西日本でも有数のキャンプ場に育て上げていただいたわけですから、前市長の、どう言うんですか、ご苦労もあったやろし、いろんな手腕もあったというふうに私は理解しておりますので、一片だけを取り上げてどうのこうのではなく、広く、結果というものを見ながらも、湖岸開発の職員さんもそうやし、うちの職員、市の職員も一生懸命、市民のため、市のため、考えてやっているということでございますので、一つ、その辺よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 私も前市長が、先ほど質問の中でありましたが、二次的要因としてオートキャンプ事業に特化されました。そのことが飛躍の二次的要因だと思っていますので、その点、前市長の功績については高く評価しております。未来の夢を売る会社だと思っていますので、湖岸開発のことをお願いしたいのと同時に、この2年間、担当課、部長以下皆さん相当苦労されていますので、私が言うことではありませんが、労をねぎらっていただけたらと思います。

これで質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第16号、第1番、小菅康子議員。

小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 1番、日本共産党、小菅康子です。私は3項目について質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず1つ目に、野洲養護学校の分離・新設について、3点について質問をさせていただきます。

市長、教育長もご承知のように、野洲養護学校は平成20年に開校し、今年で15年になります。開校当時の児童生徒数は191名でありました。その後、毎年のように児童生徒数は増え続け、今年、令和4年度4月現在は406名となっています。パネルのように、毎年毎年生徒数が増え、今では開校当時の2倍以上の生徒数となっています。

野洲養護学校は県下の特別支援学校の中でも最も児童生徒数が多いマンモス校です。その結果、通学含め、教育面において多くの課題が発生しています。教職員をはじめ、児童生徒、保護者から教育環境の改善を求めて学校の分離・新設の要望が出ています。

ところが、県教育委員会は根本対策を取ることなく、増築に次ぐ増築の小手先の対応でしのいでいます。そのために教育環境に弊害が出ています。

そこで問1です。特別支援学校は県立学校でありまして、所管は県教委ではありますが、児童生徒や保護者にとっては教育を学ぶ学校であり、県立か市立かの問題ではないと思います。とりわけ、野洲市からも約100名の児童生徒が野洲養護学校に通学しています。その意味で野洲市としても、野洲市民である児童生徒の教育を受ける権利の問題として、この問題を捉えることが大事だと思いますが、まず、野洲養護学校の問題や課題について教育長はどのような認識をお持ちなのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、日本共産党小菅議員の野洲養護学校の分離・新設についてのご質問のうちの1点目、野洲養護学校の課題認識についてお答え申し上げます。

現在、野洲養護学校では児童生徒数がお話のように、県内の特別支援学校の中で最も多く、教育環境面での課題が多いという認識を私も思っております。しかし、課題解決に向けては設置者であります滋賀県が主体的に判断されることであると考えております。

ただ、先ほどお話のように、本市の子どもたちが大勢通う地元の県立学校であることを踏まえ、教育環境の充実を進めるよう、引き続き、県教育委員会に要望していきたいとい

うふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 問2、行きます。

開校当時から児童生徒数はこのように2倍になっています。この対策として、県教委は、先ほども言いましたように、増築に次ぐ増築として、学校として本来の適正規模を超えています。そもそも、開校当時は191名でしたから、全体としては学校施設はその児童生徒数に沿った教育施設と環境になっていたものです。それが児童生徒数の急増で対応できなくなったものです。早期に学校の分離・新設が必要ではないかと思います。

知事や県教育長に新設・分離を野洲市としても求めるべきと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の野洲養護学校の分離・新設についてお答えをいたします。

先ほどもお答えしましたように、新たに特別支援学校の設置を検討する必要があるという認識は私もずっと持ち続けております。

なお、令和元年度より県内13市の教育長で構成します滋賀県都市教育長協議会から県教育長に対して、県南部地域の養護学校の増設を要望しております。

これは私がこの協議会に提案して、県要望に入れてもらったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。西村教育長から提案をしていただいて要望していただいているということで心強く思っています。

再質問させていただきます。

教育長も認識されていると思いますが、改めて今この野洲養護学校の抱えている問題について述べさせていただきます。

これまでこの児童生徒の急増に対して増築に次ぐ増築でしのいできたと思いますが、この件で、令和2年に野洲養護学校が令和2年度版学校要覧を発行しています。その中で学校開校時から大規模で教育課程が十分機能しなかった、その後も急激な生徒児童数増による大規模化で、二重、三重の困難がありましたと書かれています。

この記載は2年前のことであり現状の困難さを学校自身が訴えています。また、この増築に次ぐ増築でしのいできたわけですが、児童生徒の急増で教室が足らなくなり、1つの教室を2つに分けたり、音楽室や特別室を普通教室にしたりしてきました。また、体育館が1つのため、体育授業に支障が出ているとお聞きしています。また、通学問題もあり、通学バスに障がいを持つお子さんが1時間乗車して通学せざるを得ない。以前はもっと長い時間かかっているお子さんもいたと聞いています。このように児童生徒に大きな負担を強いています。

また、今年4月からはこれまであった教職員の給食が提供できなくなり、弁当の持参となりました。これは、そもそも開校当時の厨房施設のままで、無理を重ねて給食を提供してきましたが、今年はとうとう教職員に提供することができなくなったものです。ですから、もうこれ以上、現状を放置することはできないと思います。改めて、現状の認識と、そしてさらに、もうこの問題を放置することはできないということで県教委への要望を強くしていただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 小菅議員の再質問にお答えをいたします。

私は教育長就任以来、野洲養護学校の入学式あるいは卒業式、それから、野洲養護まつりという文化祭みたいなことをされるんですけども、そういうのにもずっと行ってまいりました。

私の教育現場としては、野洲小学校の3年間だけなんですけども、そこで出会った障がいを持った子どもたちの保護者さんともそこで出会ったりして、いろんなお話を聞いて、今議員お話の人数が膨大であるとか、教室の問題、あるいは通学バスが長時間、近くでもぐるっと反対回りで回ると1時間近く乗ってなあかんとか、そういうようなのを聞いておりますので、そういう意味でもぜひとも増設いうんか、今の傾向でいきますと、この南部地域の障がいを持った子どもたちの養護学校入学はますますまだまだ増えてくるであろうというふうに思っております。

そういう意味では本市はもちろんですが、近隣市も含めて、先ほど申しました13市の教育長協議会での要望、さらに進めたいというふうに思っております。

また、単独でも県の教育長にお会いする機会がございますので、そういう場面でもお話できたらというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。それでは、問3に行かせていただきます。

野洲養護学校のみならず県下の特別支援学校でも、先ほど教育長も言われましたが、児童生徒数の急増で同様の問題が起こっています。この根本的な問題は、幼稚園、小中学校、高校、大学には文部科学省が学校の設置基準を定めていますが、しかし、これまで特別支援学校には設置基準がなかったことにあります。

これに対して、教職員や保護者、関係者が長年にわたり、特別支援学校にも設置基準をつくるように、文科省に長年要望してこられました。この粘り強い運動で文科省は昨年特別支援学校にも設置基準を定めました。

しかし、この設置基準の適用は、基本として新設校からとなっていて、既存の特別支援学校は対象外で極めて不十分なものとなっています。よって、現在の大規模校の問題や対策に適用されず、事実上放置されています。

この件でも、先ほどから要望していきまうと言っておりますが、この設置基準の問題でも、教育長は知事や県教育長に働きかけを行われ、文科省に対して設置基準の改善を求めるべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、3点目の特別支援学校の設置基準についてお答えをいたします。

昨年制定されました特別支援学校の設置基準につきましては、県立学校の設置者である滋賀県教育委員会のあくまで所管事項でございます。文部科学省の通知にはその設置基準について、次のように述べられています。

設置基準策定以前に設置されている特別支援学校の編成並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができることとしているが、ここからが注目だと思うんですけども、可能な限り速やかに設置基準を満たすこととなるよう努めることとなっています。そういう意味では野洲養護、前につくられましたので、基準以前ですので、これによらないことができるというふうに言われていますけども、可能な限り、それに近づけるということもうたわれていますので、その部分を丁寧に求めていけたらなというふうに思っています。

この設置基準は全国的な児童生徒数の増加によりまして、慢性的な教室不足などが続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から制定されたものでございます。市教育

委員会としましても、引き続き、滋賀県都市教育長協議会から県教育長に対して、県南部地域の養護学校の増設を要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。障がいを持つ子どもさんたちの教育というのはより手厚いものが必要だと思います。ぜひとも、この問題が解消されるように、教育長さんには強く県に働きかけていただきたいと思います。

それでは、2番目の生活保護の扶養照会について質問します。

初めに、生活困窮者の方々の命や生活を守るため、現場の福祉事務所の職員さんには精神的な負担も大きい中でのお仕事にまずは感謝を申し上げます。

3年にわたるコロナ禍で市民の暮らしはより深刻です。とりわけ、生活困窮世帯は一層困難な生活を余儀なくされているのが現状だと思います。その中で最後のセーフティネットとして生活保護制度があります。この保護制度が文字どおり生活困窮者の方の最後の砦として役割を果たせるようにその立場から質問をします。

まず1点目に、生活保護制度は健康で文化的な生活を有する権利があると定める憲法に保障された権利です。この点では野洲市の場合は、生活困窮世帯に寄り添う施策と制度においては、全国的に誇れる取り組みをされており感謝いたします。

このような行政姿勢で生活保護行政に取り組んでおられますが、生活保護を受けたいと思う相談者の「窓口対応」と生活保護の制度を説明する「生活保護のしおり」を発行されていますが、この「しおり」において「生活保護は憲法に保障された国民の権利」であるということをまずは説明や記述をしてほしいと思います。

例えば、「しおり」の表紙に、生活保護の「目的」は書かれていますが、「国民の権利」であることは記載されていません。その点では野洲市が作成されたポスターではこのことが大きく書かれたものとなっており、大変私はいいいポスターだと思います。皆さんもご承知と思いますが、全国的にも注目された野洲市のポスターです。

ですから、「しおり」の表紙、冒頭に、「生活保護は憲法に保障された国民の権利」であることを記載されるか、あるいはこのポスターをそのまま掲載されるかされ、冒頭にしっかり「国民の権利である」ことを表明していただきたいと思います。これについて見解をお願いします。

また、この作成されたポスターは庁舎内に掲示はされておりますが、市内のどの程度の

公共施設に掲示されているのか。また、私は基本、市内の全公共施設に掲示されたいと思いますが、現状と見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、小菅議員の生活保護についての1問目のご質問にお答えをいたします。

まず、「生活保護のしおり」についてです。生活保護制度の説明をするときにこういったしおりを使って現在説明をさせていただいているんですけども、この中に、以前、野洲市が作成をしました「生活保護の申請は国民の権利です」ということを記載したポスター、先ほどお示しいただきましたけど、これちょっと縮小版でちっちゃいんですが、真ん中でかでかを書いて周知をさせていただいているものです。

この内容を記載できないかということですけども、正直申し上げまして、市にとってこのご意見、盲点でした。チラシやチラシポスター、ポスター、それぞれで考えていましたのでこれを一本化するという発想はなかなかなかったんですけども、実際には小菅議員おっしゃるとおりでございますので、一般質問の通告をいただきましたその日のうちにしおりの中に、こういうようにポスターを挟み込むような形で、在庫分については運用を変更しております。

また、今後、在庫がなくなって、改めて印刷をする際にはポスターの内容を記載するような改訂を行って、窓口での丁寧な説明に努めていきたいというふうに考えております。

また、ポスターの掲示箇所ですけども、現在、市役所、それから市民サービスセンター、野洲図書館及び野洲市社会福祉協議会、この4か所に掲示をしております。また、別途チラシを各戸に回覧をさせていただいたことがございますので、現在のところ、それ以外の公共施設への掲示というのは行っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 改善していただけるということで、ありがとうございます。

それでは、問2に行かせていただきます。

2点目に、生活保護の申請について質問します。保護を受けるにはまず福祉事務所の窓口で相談をします。その後、申請し、福祉事務所が保護の可否を調査し、最後に決定と手順がありますが、その中で「調査」であります。これは「しおり」にも書かれていますように、「保護が必要かどうかを判断するため調査を行う」として、その調査の項目に「扶

養義務者への扶養可否確認」を行うと記載されています。

これは生活保護を受ける前に福祉事務所から「親や兄弟、子ども、孫などの親族が支援をできないかどうか」を問い合わせるものですが、私はこの改善が必要かと思います。

そこで、2点お聞きしますが、1点目に、この扶養照会は調査対象の全ての人にされているのかどうかお聞きします。

2点目に、令和3年度において生活保護の相談件数、申請件数、そのうち保護決定件数、また、その中で扶養照会の件数と扶養可能となった件数についてお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、小菅議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の扶養照会の調査範囲についてでございます。生活保護法第4条第2項におきましては、「民法に定める扶養義務者の扶養及びその他の法律に定める扶助、これは全てこの法律による保護に優先して行われるものとする」というふうに定められております。そのため、野洲市では同法並びに国からの通知等に基づきまして、申請者からの聞き取りで確認を行った上で、扶養の可能性が期待できる方については調査をしておりますけれども、「扶養義務の履行が期待できない」というふうに判断される方については、直接の照会を行わないと、こういった運用をさせていただいております。

また、令和3年2月26日の厚生労働省通知によりまして、扶養義務の履行が期待できない者につきまして、「当該扶養義務者に借金を重ねている」、あるいは「当該扶養義務者と相続をめぐって対立をしている」、また「縁が切られている」、あるいは「一定期間、例えば10年程度音信不通である」などといった、従来よりも具体的な例が示されましたので、現在はこの通知に基づいて、これまで以上に丁寧な対応に努めておりまして、この結果、扶養照会の件数自体がこの3年間で約5分の1程度に減っております。

次に、2点目の令和3年度の生活保護の相談件数等についてお答えをいたします。

令和3年度の生活保護の相談件数は108件、申請件数につきましては56件、このうち保護の開始を決定した件数は34件となっております。また、扶養照会を行った件数につきましては24件で、このうち扶養可能となった件数につきましては、まず、金銭的支援が可能というふうになったのは0件、全くございませんでした。一方で精神的支援については13件が可能というふうになっております。

なお、扶養照会は保護決定の絶対要件ではございませんので、緊急性が高い申請の場合

などについては、たちまち先に保護決定をした後に、後ほど調査を行うといったこともございますので、申し添えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再質問させていただきます。

今、答弁いただきまして、令和3年度で扶養照会24件に対して扶養可能となった件数は、金銭的な扶養ですが、0件というふうにお答えいただきました。これから見ても扶養照会は有効な手段にはなっていないのではないかと思います。

滋賀県が作成しました資料によりますと、平成31年1月から令和3年9月までの2年9か月分の資料があるのですが、これによりますと、野洲市の場合、福祉事務所が扶養照会を行った件数は356件、そのうち扶養が可能となった件数は僅か3件とあります。

これらの結果を見ましても、そもそも扶養照会そのものが有効な手段となっていない、なっていないどころか生活保護の相談と申請をためらう結果になっているのではないかと思います。改めて扶養照会制度についてどのような評価と認識なのかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 生活保護で行っております扶養照会につきましては、必ずしも金銭的な支援を確認するためだけに行っているものではなくて、精神的な支援、これについても確認をさせていただいております。生活保護を受給される方で親族と連絡を絶ちたがっている方というのは、ともすると、どうしても社会から孤立しがちということもございます。

これを、例えば、扶養照会によって精神的につなぐことができれば、定期的に安否確認を親族から行っていただくとか、いろんなメリットもございますし、また、本人の了解が得られればですけれども、扶養照会というのは親族がどの程度おられるかという確認というのは生活保護制度だけではなくて、冒頭、小菅議員がおっしゃった野洲市が取り組んでいる生活困窮者支援、あるいは地域共生社会、これの実現に向けても非常に有効な手段になり得るのではないかというふうに考えております。

そういったことから、まず法的にこれを全面的にやめるというのは難しいんですけれども、それ以外にもいろんな有効な手だてになるというふうに考えておりますので、今後も適切に続けていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 再々質問をさせていただきます。

今、答弁いただきましたが、私は扶養照会という制度が保護を申請する人も、また照会される親族もこの扶養照会によって悩んでおられる人がいることは事実です。

私も以前、扶養照会をされた父親の方から相談を受けたのですが、ある日突然、保護を受ける娘さんの扶養の照会が福祉事務所から送られてきましたが、それには扶養義務者、すなわちこの場合は父親ですが、父親による扶養は生活保護に優先して行われると書かれており、具体的にはその父親に精神的、金銭的に支援をしているかどうかと聞き、さらには援助はいつからいくらできるか、また、そのために父親の平均月収はいくらか、土地建物の資産はどれだけかなどと聞いています。さらに、援助ができないときは具体的理由を記載することと書かれています。そういう書面が父親のところに届きました。

さすがにこのようなことが自分の父親、扶養親族に問い合わせをすることは生活保護の申請をためらうことになるのではないのでしょうか。本当にこのような扶養照会がいいと思われるのかを改めてお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ただいまの再々質問いたします。

まずもって、野洲市では扶養照会必ずしも無理強いをしているというふうな認識はございません。それと、生活保護制度というのはご存知のように、本当にもう最後のセーフティネットです。だから、この後はないんです。申請された方は何が何でも生活保護につなげるのが一番いいのかというと、生活保護に至る前の段階で本人が希望するような生活の質の向上が図れるのであれば、恐らくそちらのほうが望ましいですし、本来あるべき姿ではないかというふうに考えております。

そういった意味で扶養親族の扶養が可能かどうかという確認って、これは避けて通れない話でありますし、もし万が一、この扶養照会を怠って生活保護を受給されて、あつてはならない話ですけれども、もしこの方が孤独死をされたというような事案が発生した場合には、やはり最終的には親族に連絡を取らざるを得ません。そのとき、なぜ、存命中に連絡をくれなかったんだということも起こり得る可能性があるわけですから、そういったことでも、やはり、本人の了解が得られる限りは、可能な限り扶養調査、あるいは親族の確認というのは行っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1 番（小菅康子君） 再々々質問させていただきます。

先ほど、無理強いはしていない、しないということですが、本人がその扶養調査をしないでくれというふうに言った場合にはされないということで認識してよろしいですか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 単に扶養調査を拒否するというだけではなかなかやめられないんですけど、そこは丁寧な聞き取りを常に行っております。だから、扶養調査をしてほしくないという裏には何らかの理由があるわけですから、そこを聞き取りした上で、先ほど具体的に申し上げたように、例えば、親族に借金があるとか、あるいはDVを受けたからとか、いろんな理由がそこから出てくるんです。

そういったことを総合的に判断して、これは望ましくないという場合には、扶養調査というのは行っておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1 番（小菅康子君） 問3に行きます。

3 点目に、改めてお聞きしますが、私は現在の扶養照会の改善は、やはり必要と思います。先ほども言われましたが、そもそも保護を受けたい人の大半は「家族、親族にも知られたくない、援助の無理はお願いできない」と、このような思いから、最後「何とか生活保護を受けられないか」と思っています。

ですから、福祉事務所で相談の際、親族に扶養の照会がされとなれば、申請をちょうちょされる、ためらう事例が起こります。

この件では、昨年1月28日の参議院予算委員会で日本共産党の小池晃議員の質問で、当時の田村厚生労働大臣は生活保護をためらう扶養照会は「義務ではない」と明確に答弁されています。これから見ましても、生活保護をためらうような扶養照会はやめるべきと思います。この国会答弁からも改善が必要かと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、3 問目のご質問にお答えをいたします。

令和3年1月28日の参議院予算委員会におけます田村厚生労働大臣の答弁につきましては、生活保護法に定められた「扶養は保護に優先する」ということを前提としたものでございまして、扶養照会をすべてやめるといった趣旨ではございません。

ただ、先ほどのご答弁でもお答えいたしましたけれども、その後の厚生労働省からの通知によりまして、具体的に例示をされました「扶養義務の履行が期待できない者」、これを除外するなど、適正な扶養照会の実施が求められておりますので、今後も法律、国等の通知に基づきまして、丁寧な対応を行っていきたいというふうに考えております。

それから、先ほども申し上げましたが、本人が扶養照会を希望されない、その理由の裏に隠れている理由というのは丁寧に聞き取りをした上で、例えば、DVなど、生活保護だけでは解決できない問題が隠れている場合には、必要に応じて関係各課とも連携をして対応しておりますので、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 問4に行きます。

結論的には、福祉事務所は、申請者の立場に立った保護行政を進めるべきだと思います。そんなことはないと思いますが、最後のセーフティネットである生活保護の相談、申請において、これが壁になってはならない、遠ざけるものになってはならないと思います。ですから、少なくとも本人が了解した場合以外、扶養照会をしない立場に立つべきと考えます。このことが野洲市が生活困窮者に寄り添うまちとしてのあり方だと思います。改めて見解をお聞きます。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、4問目のご質問にお答えをいたします。

一部再質問でお答えした内容とも重複するところがあるかと思いますけれども、ご容赦いただきたいというふうに思います。

先ほどのご質問でもお答えをさせていただきましたけど、扶養照会につきましては、法律及び国等の通知に基づきまして、適正かつ丁寧に対応させていただいているところでございます。

事務的な手間だけを考えるのであれば、扶養照会を省略するほうが楽にはなるんですけども、一律に廃止、まずこれは法的には問題があるんですが、何よりも生活保護で行っている扶養照会というのは、金銭的支援の可否確認だけが目的ではなくて、孤立しがちな生活保護受給者ですとか、孤立しやすい生活保護の受給者が日常生活における精神的支援、あるいは定期的に安否確認を受けることができるようになったり、また連絡先の把握等によりまして、入院などの緊急時の支援を受けられたりするケースも実際これございます。

そういったことで、特に本市ではご本人の了承のもと、ケースワーカーによる丁寧な聞き取りや、あるいは関係する他部署等々の連携の積み重ねによりまして、ご本人が疎遠だと思い込んでいた人とのつながりを再構築する可能性も持ち合わせているというふうに考えているところです。

そういった意味で扶養照会は生活保護だけではなくて、冒頭で小菅議員からも高い評価をいただきましたし、先ほども申し上げましたけれども、本市が目指す生活困窮者自立支援であるとか、あるいは地域共生社会の実現に向けた幅広い取り組みにおいても、有効な要素になり得るものというふうに考えております。

今後も扶養照会につきましては、丁寧な聞き取りと共に適切に実施をしてまいりたいと思っております。本市の幅広い取り組みに対しまして、小菅議員におかれましても、ぜひご理解とご支援をいただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） ありがとうございます。

次に、3問目の豪雨対策について質問をさせていただきます。

童子川、新川合流点の排水ポンプの増設について質問します。近年、全国的に豪雨災害が頻繁に発生し、甚大な被害が出ています。これは野洲市でも例外ではなく、記憶に新しいところでは、平成25年9月の台風18号による被害であります。この災害では、野洲市でも雨量が380ミリに達し、市内各地至るところで広範囲に冠水し、近年にない大きな被害をもたらしました。その後も、平成25年の被害に至らないまでも大雨による浸水被害が発生しています。

そこで、童子川、新川における豪雨対策についてお聞きします。

市も十分ご承知のことではありますが、平成25年豪雨のときは新川の氾濫で童子川から県道を挟み、北集落まで広範囲が浸水しました。水田の冠水はもちろん、北集落では床下浸水の被害が出ました。

この件につきましては、それ以前から浸水の原因として、豪雨のとき、新川の水をポンプで童子川にポンプアップしますが、その処理能力が追いつかず、広範囲で長期間浸水することが発生しています。

このことは行政も十分ご承知であります。また、地元からも抜本的な対策の要望が出され、野洲市としても国、県へ要望されています。

そこで問1です。お伺いします。

まず、この浸水被害の認識とこれに基づく国、県への要望と、それに対する国、県の対応、対策はどうかをお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 小菅議員の豪雨対策についての１点目のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、新川、童子川の合流付近につきましては、平成２５年の台風１８号の大雨によりまして、一級河川新川や市道市三宅小南線沿いに流れております一級河川渡瀬川が溢水をいたしまして、これにより市道は通行できないほど冠水し、北自治会の集落内でも浸水被害が発生する事態となりました。

このため、市ではこれらの河川を管理される滋賀県に対し、対策を講じられるよう緊急要望を行いました。

その結果、滋賀県は、平成２８年に新川に滞留する内水を排除するための口径が３００ミリメートルの排水ポンプ２基を整備されました。また、この新川が童子川に合流する箇所には童子川からの逆流を防止する樋門と、また新川に流れてくるごみ等を除去する除塵機が設置をされております。

その操作を地元の北自治会にお願いをしておりますが、夜間や悪天候時には現場に向かうことは危険であることから改善をしてほしいとの地元からのご要望をいただきまして、市から県に改善を要望し、滋賀県におきましては水位計と河川防災カメラを設置いただき、その映像をパソコンで確認できる遠隔監視システムを導入していただきました。

さらに、童子川の水位の上昇により自動的に樋門が閉まり、それに連動しまして除塵機や排水ポンプが稼働するよう改善をいただいているところでございます。

しかし、大雨時には周辺の農地の冠水が起こる状況は現在も続いておりますことから、市ではさらなる内水処理施設の改善が必要であると認識しておりますので、過年度より継続して滋賀県に対しまして、内水処理施設の能力向上等につきまして要望をしており、現在、滋賀県におきまして、内水処理施設計画の検討をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○１番（小菅康子君） 問２に行かせていただきます。

毎年のように大小の冠水が発生していますが、例えば、今年も７月１９日に滋賀県下でも豪雨被害が出ましたが、このときもこの地域で冠水しました。冠水前に転作大豆をまか

れたのですが、その直後に冠水をしました。３日間ほど水が引かず、約２丁ほどをまき直しせざるを得ない事態が起こったそうです。

また、先だつての８月１６日から１７日の大雨のときですが、このとき、私も状況を見に行きましたが、２基のポンプは稼働していましたが、それでも大豆の水田は広範囲に冠水している状況でした。このように、現在のポンプ排水機能では短時間では排水できない、追いつかないのが現状です。このような事態が発生したことを承知されているかお伺いします。

なお、８月１８日の大雨のときの大豆畑の様子です。広範囲に浸水してしまして、ただこのときは１日で水が引いたということで被害はなかったと聞いています。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、２点目のご質問にお答えをいたします。

１点目でお答えいたしましたように、議員ご指摘のような現状があることは承知をしております。

また、昨日、ご質問いただきました橋議員のご答弁の中でも申し上げましたように、農業被害が起こっているということも承知しているところでございます。

このことから、滋賀県に対しまして改善いただくよう、継続して要望しておりまして、先ほど申し上げましたように、現在、滋賀県で内水処理施設計画につきまして検討をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○１番（小菅康子君） 問３です。

いずれにしても抜本的な対策が求められていると思います。ご承知のように新川から童子川への排水ポンプは現在２基あります。このように、大量、広範囲の浸水では２基のポンプでは追いつかないのであります。地元からも現在の２基から４基は必要ではないかという要望が出ています。

そこで、毎年、国、県に市としても要望を出されていますが、ポンプを４基増設するなど、具体的な要望をしていただけないかと思いますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、３点目のご質問にお答えをいたします。

既に８月２３日の全員協議会の際に、議員の皆様にはお配りをさせていただいております。

すが、今年、県のほうに対して行います国、県要望書の中には、河川改修砂防事業の整備促進の中で、この新川の内水排除施設の能力向上等を含む内水処理施設計画の策定を早期にいただくように要望をしているところでございます。

この要望書に基づきます要望につきましては、過年度からも行っておりまして、今年につきましては、今月１６日に市長が滋賀県庁に出向かれて要望を行われる予定になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○１番（小菅康子君） 台風シーズンを迎え、今後、いつ豪雨が起きるかもしれません。人的被害は言うまでもなく農家の方々が苦勞して育てられた農作物に被害が出ることにないように、早期に対策をしていただきますようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） ここで、議会運営委員会が開催されるため、暫時休憩いたします。

（午前１１時４５分 休憩）

（午後 １時３０分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。決議第４号（仮称）滋賀県立高等専門学校の野洲市への設置を求める決議案を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第４号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、決議書案はタブレットに掲載しておきましたのでご確認願います。

（追加日程第１）

○議長（荒川泰宏君） 追加日程第１、決議第４号（仮称）滋賀県立高等専門学校の野洲市への設置を求める決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。第１２番、山本剛議員。

山本議員。

○１２番（山本 剛君） 第１２番、山本剛です。

それでは、決議第４号（仮称）滋賀県立高等専門学校の野洲市への設置を求める決議案について提出理由を説明いたします。

滋賀県が２０２７年春の開校を目指している県立高等専門学校、高専の設置場所の選定については、６月に県有地の中で本市市三宅地先の旧野洲川が最適地とされました。その後、県内各市町から設置場所の候補地の提案を受け付け、本市を含む９つの提案地から最終決定されるところであります。

本市には世界の最先端技術を支える事業所が複数立地しており、高専設置に大きな期待が寄せられ、事業所を含む市内経済団体からも既に高専へのご協力の申出があることから、学生たちに情報技術をベースとした多種多様な学びの場を提供し、実践的かつ先進的な技術の習得が可能であります。

また、人材確保以外に新たな産業の創出など、本市の産業のさらなる活性化や通える高専として交通アクセスに優れていることから、県内各地をはじめ、県外からの通学生による人流など地域の活性化も期待できると考えます。

以上のことから、本市への高専設置の実現を求め、市議会の総意としての決議を提出するものでございます。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております決議第４号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第４号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、決議第４号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第４号について討論を行います。討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後１時３４分 休憩）

（午後１時４０分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

第 8 番、東郷克己議員。

○ 8 番（東郷克己君） 第 8 番、新誠会、東郷克己でございます。

決議第 4 号（仮称）滋賀県立高等専門学校の野洲市への設置を求める決議案に対して、賛成の立場で討論をいたします。

この県立高等専門学校、高専の野洲市への設置は何よりもそこで学ぶ生徒、子どもたちに対して大きなメリットがあると考えております。通える高専との野洲市のキャッチフレーズのごとく非常に通学の利便性がよく、県内はもとより県外からも通いやすい環境にあります。

さらに、県内に集積している世界有数の会社、工場との連携は既に約束をいただいております、これらはそこで学ぶ生徒の大きな利益であると思います。

また、さらに、かつては暴れ太郎の異名を取った野洲川、度々氾濫を起こし、地域住民を苦しめてきたその野洲川から、世紀の大工事であった野洲川放水路、その放水路のほとりに建つ学校ということで、治安、治水、防災等の知見も得られる大変貴重な環境であると考えております。

ここで生徒たちが学ぶことは将来にとって大きな財産となり、滋賀県はもとより、日本を支える人材になってくれるものと確信をいたしております。

このような理由から、県立高等専門学校の野洲市への設置を求める決議案に賛成をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。決議第 4 号（仮称）滋賀県立高等専門学校の野洲市への設置を求める決議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、決議第 4 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明 9 日から 9 月 28 日までの 20 日間は各委員会での議案審査のため休会といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明９日から９月２８日までの２０日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る９月２９日は午後１時から本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。（午後１時４４分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年9月8日

野洲市議会議長 荒川 泰宏

署名議員 山崎 有子

署名議員 山本 剛